

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から47年3月まで

国民年金保険料は、A市から送付されてきた納付書により、私が金融機関で納付しており、納め忘れが無いように、前納を心掛けていたと記憶しており、申立期間当時、免除を申請したことも無いので、申立期間の保険料が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は申立期間の前後の期間である昭和43年10月から52年3月までの期間のうち、7年間にわたり前納により保険料を納付していることが確認でき、申立期間当時の申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間当時の申立人の被保険者資格は強制加入被保険者とされているが、その当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、本来は任意加入被保険者となるべき期間である。

一方、申立期間当時、A市では被保険者記録を世帯ごとに管理していたところ、申立人は昭和46年5月に婚姻後の氏名変更及び住所変更を適切に行っていることが確認でき、市において、申立人が制度上、免除申請することができない任意加入被保険者の対象であったことを把握できた可能性がうかがえ、行政側の事務処理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 54 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 54 年 4 月まで

35 歳になったところに、同年齢の知人から「今から国民年金を納めると最低 25 年の受給資格期間となり 60 歳に間に合う」ことを教えられたため、父親に頼んで申立期間の保険料を納付するのに必要なお金を用立ててもらい、A 市からもらった納付書で、A 市役所内の金融機関で保険料をまとめて納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の昭和 54 年 5 月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人が 35 歳に到達した 54 年ごろに知人から保険料納付について教示を受けたという申立内容を裏付けているとともに、それに伴って年金に対する意識が高まったことがうかがえる。

また、申立人が 35 歳に到達した時点で、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月から 54 年 3 月までの保険料は現年度納付が可能であり、申立人が供述する納付方法は、当時の納付方法と一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人が所持する昭和 54 年度納入通知書兼領収書により、申立人は申立期間後の昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの保険料を 54 年 11 月 12 日に現年度納付していることが確認でき、この時点で現年度納付が可能であった 54 年 4 月分の国民年金保険料について申立人が現年度納付しない事情は見当たらない。

加えて、社会保険庁では、被保険者期間の一部に限り未納期間となっている年度がある場合は、特殊台帳を整備し、被保険者記録を管理することとしているが、申立人には特殊台帳が存在していないことから、申立期間のうち昭和54年4月は納付済みであったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和26年4月9日にA事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年12月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和26年4月から同年6月までの標準報酬月額は4,500円とし、同年7月から27年11月までの標準報酬月額は6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、事業主は、申立人が昭和28年2月1日にB事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年2月から同年7月までの標準報酬月額は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月9日から27年12月25日まで
(A事業所)
② 昭和28年2月1日から同年8月30日まで
(B事業所)

厚生年金保険の加入について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A事業所とB事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①について、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は昭和30年7月14日に更新されており、更新前の名簿は存在せず、オンライン記録にも移行されていないため、更新前に資格を喪失した者の記録を確認することができない。しかし、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳により、申立人と同姓同名及び同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合となっているA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、事業主は、申立人が昭和26年4月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年12月25日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行っていたことが認められる。

なお、標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和26年4月から同年6月までは4,500円、同年7月から27年11月までは6,000円とすることが妥当である。

2 B事業所に係る申立期間②について、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名及び同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認でき、事業主は、申立人が昭和28年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月30日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行っていたことが認められる。

なお、昭和28年2月から同年7月までの標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（標準報酬月額）の記録については、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社における平成 7 年 6 月 1 日から 8 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額は 22 万円となっているが、当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 7 年 6 月から同年 12 月までは 59 万円と記録されていたところ、8 年 1 月 12 日付けで、申立人を含む 10 人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7 年 6 月から同年 12 月までの期間は 22 万円に遡及して減額訂正され、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 8 年 4 月 1 日まで同額で継続していることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料明細書から、平成 7 年 6 月から 8 年 3 月までの標準報酬月額 59 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるとともに、報酬月額についても、訂正前の標準報酬月額に見合う額であったことが確認できる。

また、A社の元事業主に照会したところ、「当時、会社経営が不振で資金繰りに苦勞しており厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所の職員に勧められて私が標準報酬月額を引き下げる手続を行った。」との供述を得ている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 8 年 1 月 12 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について 7 年 6 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認

められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月22日から同年9月21日まで
船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に雇用期間が記載されており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、申立人が所持する船員手帳によると、B船に係る雇入年月日は昭和38年7月22日と記載され、当時の海運支局の公認印が押されていることが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳によると、申立期間の直前の記録は、B船を所有するA社の親会社であるC社が船舶所有者となっており、雇止日は「昭和38年7月22日」、雇止事由は「社命転船」と記載されているほか、申立期間であるB船に係る海運支局の公認印は雇入日から1か月以上後の昭和38年8月26日の日付で押印されていることを踏まえると、申立期間当時、洋上で転船し、帰港後に海運支局に届け出て公認印が押されたものと推認できる。

さらに、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時、A社の役員で、C社で船員保険及び厚生年金保険の記録がある者に照会したところ、「A社及びC社の船員保険についてはC社の本社(D市)、E市、F

市の各支社担当者が連絡を取り合い手続していた。2か月も船員保険無しで乗船することは考え難い。」との供述を得ているほか、C社及びA社において船員保険に加入している者の大半は両社間での資格喪失日及び資格取得日が一致している事が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間にB船で船員保険の記録がある同じ職種の者の記録から判断すると、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該船舶所有者は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており当時の関係書類も無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

人事異動によりA社から系列会社のB社に異動したが、日付が空くことなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された職員カード及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に照会したところ、「A社とB社は担当部門ごとに分社しただけで実質的に同じ会社であり、現在は合併して一つの会社になっている。」と供述しており、商業登記簿を確認するとB社は昭和34年9月15日にA社から分社独立しているが、代表取締役は同一人物であり、両社の被保険者記録を確認すると、両社の間で資格を得喪している者が多数いることから、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得の手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和60年3月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保有している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が昭和60年4月30日であることから、事業主は履行していないことを認めており、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から48年3月まで
昭和42年4月ごろに、父親が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は農業協同組合の父親名義の組合員勘定の口座から引き落としていたはずである。

申立期間当時は未納の通知を受け取った記憶も無く、昭和46年3月に結婚した妻の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の加入し及び保険料の納付には直接関係していないことから、国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が明らかでない。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月11日にA市に払い出されていたことが確認でき、申立人は48年6月ごろに加入し、資格取得日を20歳到達時である42年*月*日まで^{さかのぼ}遡ったものと推察され、その時点で国民年金の加入しを行ったとすれば、申立期間の一部は時効により納付できず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が昭和48年6月まで国民年金に加入ししていなかったとすれば、申立期間当時、国民年金に未加入であった申立人に対し、A市は未納の通知を發出しなかったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から43年3月31日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所に臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。当時の同僚の勤務証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された同僚の証明書、上司の供述により、申立人が申立期間において、A事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に加入していたか否かは不明である。」との回答を得ている。

また、申立期間当時、A事業所で臨時職員の採用事務を担当していたとする二人に照会したところ、一人は、「申立人の名前に記憶は無いが、当時、臨時職員について、一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったと記憶している。」、もう一人は、「当時は、扶養等の事情から厚生年金保険に加入しないということもあり得たと思う。」との供述を得ているほか、臨時職員として勤務していた同僚の中には、A事業所での厚生年金保険の加入記録が無い者がいることから、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、当時、使用していた健康保険証について、「A事業所から健康保険証を受領していない。通院時は夫の健康保険証を使用していた。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除

されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、A事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A事業所で臨時職員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に加入していたか否かは不明である。」との回答を得ている。

また、申立人が一緒に働いたとする同僚の中には、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い者がいる上、申立期間当時、A事業所で臨時職員の採用事務を担当していたとする者に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無いが、当時、臨時職員について、一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったと記憶している。」との回答を得ている。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 44 年 11 月にA事業所で厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる複数の者に照会したところ、いずれも「臨時職員として勤務していた者全員が厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」との供述を得ているほか、これらの者が当時の同僚として名前を挙げた臨時職員の中にも、同時期においてA事業所での厚生年金保険の記録が無い者が複数いることから、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。